

○ 岩手県警察災害派遣隊運用要綱の制定について（平成25年4月24日付け岩警備第18号、岩警務第30号、岩生安第36号、岩刑事第36号、岩交通第28号警察本部長）

〔沿革〕 令和4年6月岩警備第36号・岩警務第75号・岩生安第65号・岩刑事第50号・岩交通第40号、12月第68号・第126号・第106号・第83号・第82号改正

各 部 長
首席監察官
各 所 属 長

警察庁では、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を見直し、国内において大規模な災害の発生時における都道府県警察相互の援助に関して広域的な部隊派遣体制の拡充を目的に全国都道府県警察等に警察災害派遣隊を設置することとした。

これに伴い、本県警察では、別添のとおり岩手県警察災害派遣隊運用要綱を制定することから、各位にあっては部下職員に周知徹底を図り、遺漏のないようにされたい。

なお、本例規の制定に伴い、広域緊急援助隊の編成、運用、訓練等について（平成18年4月7日付け岩警備第16号、岩刑事第19号、岩交通第17号）は廃止する。

別添

岩手県警察災害派遣隊運用要綱

第1 目的

この例規は、県外において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害発生時等」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において、被災状況の把握、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、行方不明者の捜索、治安の維持等の活動を行う岩手県警察災害派遣隊の編成及び運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 部隊の構成等

岩手県警察災害派遣隊は、即応部隊（大規模災害発生時等に直ちに被災地等へ派遣し、かつ、原則として派遣先の都道府県警察（以下「派遣先警察」という。）から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する部隊をいう。以下同じ。）及び一般部隊（大規模災害発生時等から一定期間が経過した後長期間にわたり被災地等へ派遣する部隊をいう。以下同じ。）により構成するものとし、即応部隊及び一般部隊は次の表に掲げる部隊により構成するものとする。

即応部隊		一般部隊		
部隊名	人員	部隊名	人員	
広域緊急援助隊	警備部隊	24人	特別警備部隊	被災地等の災害の状況による。
	交通部隊	27人	特別生活安全部隊	被災地等の災害の状況による。
	刑事部隊	24人	特別自動車警ら部隊	被災地等の災害の状況による。
広域警察航空隊		4人以上	特別機動捜査部隊	4人又は6人
緊急災害警備隊		24人	身元確認支援部隊	12人
\			特別交通部隊	16人

第3 即応部隊の編成、運用等

即応部隊の各部隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

本部長は、次の基準により、即応部隊の各部隊の隊員を指定するものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員の指定については、人格識見及び指揮能力の優れた者を充てるよう配慮するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

原則として、警備部機動隊の隊員の中から、広域緊急援助隊警備部隊の隊員を指定するものとする。

イ 交通部隊

交通部交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊員の中から、広域緊急援助隊交通部隊の隊員を指定するものとする。

ウ 刑事部隊

検視等業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する職員の中から、広域緊急援助隊刑事部隊の隊員を指定するものとする。

(2) 広域警察航空隊

警備部警備課警察航空隊の隊員の中から、広域警察航空隊の隊員を指定するものとする。

(3) 緊急災害警備隊

岩手県警察管区機動隊の編成に関する訓令（平成11年岩手県警察本部訓令第1号）により編成された管区機動隊の隊員のうち、広域緊急援助隊警備部隊の隊員として指定された隊員以外の隊員を緊急災害警備隊の隊員として指定するものとする。

2 派遣部隊の編成

本部長は、被災地等の災害の規模等を踏まえて、前項により指定した隊員の中から、別表第1の基準により、派遣する即応部隊の各部隊を編成するものとする。

3 各部隊の活動

即応部隊の各部隊及び各部隊の各班は、被災地等において次の活動を行うものとする。ただし、派遣された広域緊急援助隊の各部隊の指揮官が必要と認める場合は、被災地の状況を踏まえ、指揮下にある隊員の任務を組み替え運用しても差し支えないものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

(ア) 先行情報班

救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

(イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(ウ) 隊本部班

食料、飲料水等の調達、管理及び配布、広報、派遣先警察との連絡調整その他の警備部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

イ 交通部隊

(ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(イ) 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

(ウ) 管理班

食料、飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、派遣先警察との連絡調整その他交通部隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

ウ 刑事部隊

(ア) 検視班

遺体安置場所における検視又は死体見分に当たる。

(イ) 遺族対策班

被災者の心情に配慮した上、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、派遣先警察の災害警備本部、一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者情報管理班等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(2) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、派遣先警察の災害警備本部に対するヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像及び音声伝送、通信指令課等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。

(3) 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び派遣先警察の長が特に指示する活動に当たる。

4 派遣期間

即応部隊の各部隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、本部長が必要と認める場合は、派遣期間を延長するものとする。

- (1) 広域緊急援助隊警備部隊
おおむね3日間をめどとする。
- (2) 広域緊急援助隊交通部隊及び刑事部隊並びに広域警察航空隊
おおむね1週間をめどとする。
- (3) 緊急災害警備隊
数日間をめどとする。

5 自活の原則

- (1) 即応部隊は、食料、飲料水等の補給等について、原則として派遣先警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。
- (2) 広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊は、指揮所及び宿泊所の設営について、広域緊急援助隊交通部隊は、宿泊所の設営についても自ら行うものとする。
- (3) 広域警察航空隊は、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

第4 一般部隊の編成、運用等

一般部隊の各部隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

本部長は、次の基準により、一般部隊の各部隊の隊員を指定するものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員の指定については、人格識見及び指揮能力の優れた者を充てるよう配慮するものとする。

(1) 特別警備部隊

岩手県警察災害警備実施要領の制定について（平成25年4月3日付け岩警備第13号、岩警務第22号、岩生安第29号、岩刑事第25号、岩交通第21号）に定める拡大災害警備本部又は災害警備本部（以下「拡大災害警備本部等」という。）の救出救助隊の隊員として指定された職員の中から特別警備部隊の隊員を指定するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

ア 相談・防犯活動指導班

拡大災害警備本部等の被災者支援隊の隊員として指定された職員の中から相談・防犯活動指導班の班員を指定するものとする。ただし、本部長が必要と認める場合は、拡大災害警備本部等の被災者支援隊の隊員として指定された職員以外の職員を指定するものとする。

イ 行方不明者相談情報管理班

拡大災害警備本部等の生活安全班の班員として指定された職員の中から行方不明者相談情報管理班の班員を指定するものとする。ただし、本部長が必要と認める場合は、拡大災害警備本部等の生活安全班の班員として指定された職員以外の職員を指定するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

拡大災害警備本部等の被災地警戒隊の隊員として指定された職員の中から特別自動車警ら部隊の隊員を指定するものとする。ただし、本部長が必要と認める場合は、拡大災害警備本部等の被災地警戒隊の隊員として指定された職員以外の職員を指定するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

拡大災害警備本部等の一般捜査隊の隊員として指定された職員の中から特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。ただし、本部長が必要と認める場合は、拡大災害警備本部等の一般捜査隊の隊員として指定された職員以外の職員のうち、刑事部門に勤務する職員であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有する者の中から、特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

身元確認支援部隊の活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえ、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とする職員の中から、身元確認支援部隊の隊員を指定するものとする。

(6) 特別交通部隊

拡大災害警備本部等の交通対策隊の隊員として指定された職員の中から、特別交通部隊の隊員を指定するものとする。

2 派遣部隊の編成

本部長は、被災地等の災害の規模等を踏まえて、前項により指定した隊員の中から、別表第2の基準により、派遣する一般部隊の各部隊を編成するものとする。

3 活動

一般部隊の各部隊及び各部隊の各班は、被災地等において次の活動を行うものとする。

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の部隊の役割とされていない活動並びに派遣先警察の長が特に指示する活動に当たる。

(2) 特別生活安全部隊

ア 相談・防犯活動指導班

避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動（以下「相談活動等」という。）に当たる。

イ 行方不明者相談情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）その他別に定める実施要領等に基づき、行方不明者相談情報の収集及び整理に当たる。

(3) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら、現場広報等の活動に当たる。

(4) 特別機動捜査部隊

被災地等において、車両による警戒、警ら、犯罪が多発する地域におけるよう撃捜査、事件発生時における初動捜査等に当たる。

(5) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集及び親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取に当たる。

(6) 特別交通部隊

被災地等における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動に当たる。

4 派遣期間

一般部隊の各部隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、本部長が必要と認める場合は、派遣期間を延長するものとする。

(1) 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間をめぐとする。

(2) 特別機動捜査部隊

おおむね1週間をめぐとする。

(3) 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(4) 特別交通部隊

おおむね2週間をめぐとする。

第5 派遣事務等

1 派遣事務

(1) 各部隊の派遣に係る事務及び各部隊に対する必要な指示事項を担当する所属（以下「部隊担当所属」という。）並びに警察庁及び東北管区警察局の主管課は、別表第3のとおりとする。

(2) 各部隊の援助の要求に関する事務は、警備部警備課（以下「警備課」という。）が一元的に行うものとする。この場合において、部隊担当所属が、直接、警察庁、東北管区警察局又は派遣先警察と調整を図った事項については、漏れなく警備課に報告するものとする。

2 帯同車両、携行装備資機材等

各部隊の帯同車両、携行装備資機材等については、警察庁、東北管区警察局及び派遣先警察からの要請又は本部長からの指示に基づき、部隊担当所属が指示するものとする。

3 情報通信部職員の帯同

警察庁からの指示により、各部隊に岩手県情報通信部（以下「情報通信部」という。）の職員を帯同する際は、警備課が部隊担当所属及び情報通信部と協議し、部隊との集合場所、集合時間、携行資機材等に係る連絡調整を行うものとする。

4 派遣準備措置

本部長は、大規模災害発生時において直ちに東北管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、検視関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材、自活のための装備資機材等を取りそろえるなど、部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して東北管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

第6 隣接県被災時の措置

本部長は、本県の隣接県が被災地等となり、全国都道府県警察から当該隣接県に対して警察災害派遣隊が派遣される場合は、派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等について配慮するものとする。

第7 自県が被災した場合の措置

1 迅速かつ積極的な援助の要求

本部長は、大規模災害発生時において直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して、警察庁及び東北管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

2 全国都道府県警察から派遣された部隊の運用

本部長は、被災地等の被災状況等を勘案して、派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを効果的に運用して活動を実施するものとする。

第8 活動上の留意事項

1 各部隊共通事項

(1) 受傷事故の防止

各部隊は、活動を行うに当たり、二次災害の発生並びに交通事故及び受傷事故の発生が危惧されることを念頭に置き、装備資機材を最大限活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして事故防止の徹底を図るものとする。

(2) 各部隊等との緊密な連携

各部隊は、他の各部隊間における連絡体制の確保に努めるほか、次の各部隊等と緊密な連携を図り、適正かつ効果的な活動を行うものとする。

ア 派遣先警察の災害警備本部の各部隊

イ 警察庁から派遣された支援対策隊、機動警察通信隊及び情報通信支援部隊

ウ 他の都道府県警察から派遣された警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊の各部隊

エ 消防、自衛隊、海上保安庁その他災害応急対策に携わる各部隊

(3) 広報活動

各部隊は、被災者、行方不明者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、当該部隊の活動内容等に関し、被災者への安心感の醸成に必要な広報活動を適宜行うものとする。この場合において、広報活動における責任者は、原則として警部以上の階級にある者とする。

(4) 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声かけ等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

2 個別事項

- (1) 広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊
広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊は、救出救助活動に当たり、被災者の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。
- (2) 広域警察航空隊
広域警察航空隊は、次の事項に留意し、活動を行うものとする。
 - ア 派遣先警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。
 - イ 現地活動に当たっては、派遣先警察、他の都道府県警察の広域警察航空隊等との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。
- (3) 特別生活安全部隊相談・防犯指導活動班
特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班は、次の事項に留意し、活動を行うものとする。
 - ア 相談活動等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、派遣先警察を通じ、都道府県、市区町村等と緊密な連携を図るものとする。
 - イ 相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。
- (4) 特別自動車警ら部隊
特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒、警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。
- (5) 特別機動捜査部隊
特別機動捜査部隊は、派遣先警察の取締機能を回復及び維持するため派遣先警察の刑事部機動捜査隊、活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。
- (6) 身元確認支援部隊
身元確認支援部隊は、次の事項に留意し、活動を行うものとする。
 - ア 派遣先警察の刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。
 - イ 行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、活動の趣旨及び必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。
 - ウ 聴取内容の誤記載又は提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え若しくは紛失は、身元の誤確認や身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することに直結することから、当該資料の保管及び管理について万全を期すものとする。
- (7) 広域緊急援助隊交通部隊及び特別交通部隊
各交通部隊は、被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に置き、通行止めや迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況などについて積極的な広報に努めるものとする。

第9 平素の措置

1 有事即応体制の保持

本部長は、大規模災害発生時において、迅速に即応部隊を派遣できるよう、非常招集伝達系統表を常に整備するとともに、隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。また、即応部隊の展開経路、移動手手段、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等即応部隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

2 関係機関、地方自治体等との連携

本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、関係機関、地方自治体等との間で連絡窓口を設定しておくなど平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

3 教養訓練の徹底

本部長は、各部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱いなど、専門的かつ実戦的な教養及び訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

4 装備資機材の管理等

本部長は、各部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理しておくものとする。

別表第 1

即応部隊編成基準

部隊名		人員	隊数	隊編成基準			
広域緊急 援助隊	警備部隊	24人	1 隊	小隊長（警部補）		1 人	
				伝令		1 人	
				先行情報班		4 人	
				救出救助班		16人	
					隊本部班	2 人	
	交通部隊	27人	1 隊	中隊長（高速道路交通警察隊、警部）			1 人
				伝令（高速道路交通警察隊）		1 人	
				小隊長（交通機動隊、警部補）		1 人	
						先行情報班	2 人
						交通対策班	20人
				管理班	2 人		
	刑事部隊	24人 (1 隊12人)	2 隊	隊長（捜査第一課検死官）			1 人
隊長付（警部補）				2 人			
検視班				記録係	1 人		
				写真係	1 人		
				補助員	3 人		
				指紋採取員	2 人		
		遺族対策班		2 人			
広域警察航空隊		4 人以上	1 隊	操縦士		2 人以上	
				整備士		2 人以上	
				必要に応じて捜索救出等に従事する特務要員を帯同する。			
緊急災害警備隊		24人	1 隊	警部補		2 人	
				巡査部長又は巡査		22人	

別表第2

一般部隊編成基準

部隊名		人員	隊数	隊編成基準	
特別警備部隊		大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に基づき、特別警備部隊を編成するものとし、警察庁の指示に基づき、部隊に必要な班を設置するものとする。			
特別生活安全部隊	相談・防犯活動指導班	大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に基づき、相談・防犯活動指導班を編成するものとし、基本構成を避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設の訪問のために使用する車両1台につき班員2人とするほか、本部長が必要と認める場合は、連絡調整等を担当する特務員を置くものとする。			
	行方不明者相談情報管理班	大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に基づき、行方不明者相談情報管理班を編成するものとし、本部長が必要と認める場合は、連絡調整等を担当する特務員を置くものとする。			
特別自動車警ら部隊		大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に基づき、特別自動車警ら部隊を編成するものとし、基本構成は警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。			
	特務班	本部長が必要と認める場合は、部隊の連絡調整等を担当する特務班を編成するものとする。			
特別機動捜査部隊		4人又は6人	1隊	【2交替とする場合】	
				隊員数	4人
				【3交替とする場合】	
				隊員数	6人
身元確認支援部隊		12人 (1隊6人)	2隊	指揮官	1人
				副官	1人
				隊員	4人
特別交通部隊		16人	1隊	隊員数	16人

別表第3

部隊担当所属等

\	部隊名		担当所属	警察庁等の主管課	
				警察庁	東北管区警察局
即応部隊	広域緊急援助隊	警備部隊	警備課	警備第三課	広域調整第二課
		交通部隊	交通指導課	交通指導課	広域調整第二課
		刑事部隊	捜査第一課	捜査第一課	広域調整第一課
	広域警察航空隊		警備課	会計課	広域調整第二課
	緊急災害警備隊		警備課	警備第三課	広域調整第二課
一般部隊	特別警備部隊		警備課	警備第三課	広域調整第二課
	特別生活安全部隊		生活安全企画課	生活安全企画課	広域調整第一課
	特別自動車警ら部隊		地域課	生活安全企画課	広域調整第一課
	特別機動捜査部隊		刑事企画課	捜査第一課	広域調整第一課
	身元確認支援部隊		鑑識課	犯罪鑑識官	広域調整第一課
	特別交通部隊		交通指導課	交通指導課	広域調整第二課